

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

今週のことば

コロナ接触確認アプリ

厚労省はスマホの無線通信を利用したアプリを今月中旬にリリース予定。アプリの利用者同士が近接状態にある場合を記録し、陽性者と接触していた可能性を通知。

今週のコよみ

ご自分の予定を確認して下さい

6/15(月) 先負
16(火) 仏滅
17(水) 大安 通常国会会期末
18(木) 赤口
19(金) 先勝 プロ野球セ・パ両リーグ公式戦開幕
20(土) 友引
21(日) 大安 旧暦5月1日、夏至、父の日、夕方・部分日食

先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
6/8(月)	23,178 △314	109.48 ▼0.11
9(火)	23,091 ▼87	107.92 △1.56
10(水)	23,125 △34	107.33 △0.59
11(木)	22,473 ▼652	106.93 △0.40
12(金)	22,305 ▼168	107.20 ▼0.27

第二次補正予算による雇調金の拡充等

今年度第二次補正予算が成立し、新型コロナに対応した支援策が実施されます。

◆助成額の上限引上げなど、更なる拡充

雇用調整助成金の特例措置は、これまでに多くの拡充や申請手続きの簡素化などが行われており、今月12日時点での支給申請件数は累計16万4679件(前日比9126件増)、支給決定件数は累計9万2616件(同5421件増)となっています。

今回の拡充は、緊急対応期間を9月30日まで延長し、次の措置を本年4月1日に遡って適用します。

◎助成額の上限引上げ……企業規模を問わず、助成額の上限を1人1日あたり1万5千円(従来は8330円)に上げます。

◎解雇等を行わない中小企業の助成率の引上げ……解雇等を行わずに雇用を維持している中小企業の休業等に対する助成率を一律100%(従来は一定要件を満たす場合に100%)に上げます。

◆既に支給された事業主にも遡及適用

上記の措置は、本年4月1日～9月30日までの期間の休業等が対象となり、既に支給された事業主などに対しても4月1日に遡って適用されます。

これに伴い、既に支給された事業主などに差額(追加支給分)が支払われますが、手続きは不要です(過去の休業手当を見直し、従業員に追加で休業手当の増額分を支給した場合には手続きが必要)。

なお、雇用調整助成金の拡充のほか、小学校休業等対応助成金・支援金の上限度額引上げ等や、中小企業の労働者が休業中に賃金の支払いを受けていない場合、労働者の申請で直接支給する「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金」が創設されます。

■この記事の詳細は、情報BOX201522

住民税の決定通知書で控除額等を確認

個人住民税は、前年の1月～12月までの所得等を基に計算された税額を、その翌年の6月から納付することになります。

昨年中にふるさと納税を行い、確定申告又はワンストップ特例制度を適用した方は、令和2年度の住民税が減額される形で控除されますので、住民税決定通知書に記載された市町村民税(特別区民税)と道府県民税(都民税)の税額控除額を確認しましょう。

なお、新型コロナの影響により所得税の確定申告等の期限が延長されたため、申告内容が住民税額に反映されていない場合があります。その場合は後日、税額の変更通知が送付されます。

大口・悪質な脱税者に実施される査察

査察は、一般の税務調査と異なり、国税査察官(いわゆるマルサ)が大口・悪質な脱税者に対して、刑事責任を追及する特別な調査です。

国税庁によると、令和元年度中に処理した事案は165件で、脱税額の総額は約120億円(1件あたり7300万円)でした。そのうち116件を検察庁に告発しています(告発率70.3%)。

なお、令和元年度中に査察事件の一審判決が言い渡された件数は124件で、その全てに有罪判決が出されています。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

今年度第2次補正予算等により更なる拡充が実施される雇用調整助成金

◆雇用調整助成金の特例措置の概要

新型コロナウイルス感染症に伴う雇用調整助成金の特例措置は、新型コロナウイルスにより事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練または出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金などの一部を助成するもので、多くの拡充措置などが実施されています。

令和2年度第2次補正予算等の成立により、助成額の上限額の引上げなど更なる拡充が行われます。

◆「助成額の上限額の引上げ」及び「中小企業の助成率の拡充」

次の(1)及び(2)の措置は、令和2年4月1日に遡って適用されます。令和2年4月1日から9月30日までの期間を1日でも含む判定基礎期間(賃金締切期間)※が対象です。

※休業の実績を判定する1ヵ月単位の期間を「判定基礎期間」といい、原則として毎月の賃金の締め切り日の翌日から、次の締め切り日までの期間です。ただし、毎月の賃金の締め切り日が特定されない場合などは暦月とします。

(1)助成額の上限額の引上げ

雇用調整助成金の1人1日あたりの助成額の上限額は8,330円となっていましたが、企業規模を問わず上限額を「15,000円」に上げます。

(2)解雇等を行わない中小企業の助成率の拡充

解雇等を行わずに雇用を維持している※中小企業の休業等に対する助成率は、原則9/10(一定の要件を満たす場合に10/10)となっていましたが、この助成率を「一律10/10」に上げます。

※「解雇等を行わずに雇用を維持している」とは、次の、のいずれも満たす場合です。

①令和2年1月24日から賃金締切期間(判定基礎期間)の末日までに、*期間の定めのない労働者に対して、事業主都合による解雇をしていないこと、*期間の定めのある労働者に対して、解雇と見なされる労働者の雇止め、事業主都合による中途契約解除をしていないこと、*派遣労働者に対して、契約期間満了前の事業主都合による契約解除をしていないこと。

②雇用されている労働者(雇用保険未加入者を含む)及び派遣労働者の数が、令和2年1月24日から判定基礎期間の末日までの各月末における事業所労働者数の平均の4/5以上であること。

(3)遡及適用による追加支給について

上記(1)及び(2)は、既に支給決定された事業主などにも令和2年4月1日に遡って適用され、既に支給された分について、従前の上限額(8,330円)を超える場合や、解雇等をしていない中小企業で助成率引上げの対象になる場合などは、追加支給分(差額)が発生します。追加支給分が発生する場合の対応は次のとおりです。

◎既に支給決定された事業主

労働局・ハローワークが既に支給した額との差額(追加支給分)を算定し、令和2年7月以降に順次支給します。追加支給の手続きは「不要」です。

◎既に支給申請はしているが、支給決定されていない事業主

労働局・ハローワークで算定しなおし、差額(追加支給分)を含めて支給します(審査状況によっては7月以降に支給)。手続きは「不要」です。

◎上限額引上げに伴い、遡って休業手当を見直し、従業員に追加で増額分を支給した事業主

休業手当の増額分について再度申請が必要です。この場合は、令和2年9月30日までに専用の再申請書とともに必要書類を添付して、管轄の労働局・ハローワークに提出します。

◆緊急対応期間の延長

これまで令和2年4月1日から同年6月30日までを緊急対応期間として、各種の特例措置が講じられてきましたが、緊急対応期間の終期を3ヵ月延長し、「令和2年9月30日まで」とします。また、これまでの拡充措置の適用も延長されます。

◆出向の特例措置

雇用調整助成金の支給対象となる出向は、出向期間が「3ヵ月以上1年以内」とされていましたが、「1ヵ月以上1年以内」に緩和されます。この措置は、緊急対応期間(令和2年4月1日から同年9月30日まで)に開始する出向に適用されます。